

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

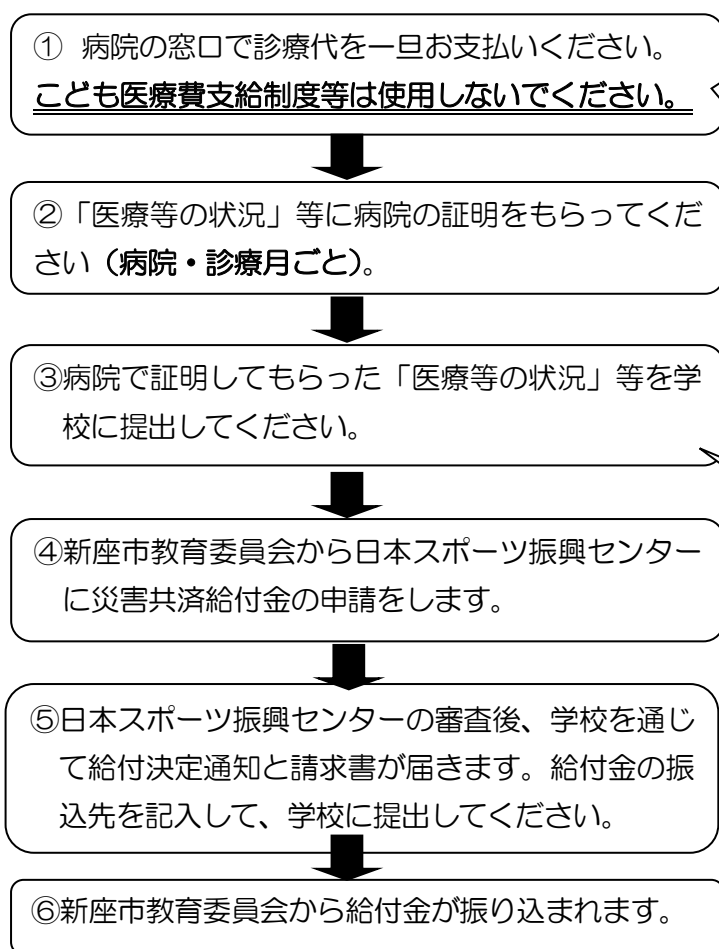
～ 保 護 者 様 ～

災害共済給付制度は、学校管理下において児童生徒が災害にあった際に、その治療費や見舞金等を保護者の皆様に対して給付する制度です。保険診療分の額が、1つの災害（初診から治癒まで）につき、500点（1,500円）以上のものが給付対象です。

学校管理下における災害の場合は、災害共済給付制度の対象となりますので、こども医療費支給制度等
は使用しないでください。一旦窓口で診療代の支払いが生じますが、給付決定された後に、見舞金と併せて給付されます（※保険診療自己負担分3割＋見舞金1割分）。

受診した病院又は薬局で、学校からもらった証明書（「医療等の状況」・「調剤報酬明細書」等）に証明をもらい、学校に提出してください。下記流れのとおりの手続きが完了次第、給付金が支払われます（おおよそ3ヶ月程度の時間がかかります）。

給付までの流れ



御注意！

給付対象：保険診療分の額が、1つの災害（初診から治癒まで）につき、500点（1,500円）以上のものです。

※初診の保険診療点数（10割）が500点（1,500円）未満でも、今後も診療が続く場合は、500点（1,500円）以上になる可能性がありますので、一旦病院に診療代をお支払ください。

※領収証は、災害共済給付が決定するまで保管しておいてください。

御注意！

同じ災害での怪我等の医療費の支給期間は、初診日から、最長10年間です。
また、受診月の翌月11日から2年間請求を行わなかった場合、「月ごと」に時効となりますので、御注意ください。

- ※ 保険外診療は給付対象外です（例：特定療養費、差額ベッド代、文書料、松葉杖のレンタル代等）。
- ※ ひと月あたりの外来・入院にかかる保険点数（10割分）、治療用装具代等が、7,000点を超える場合は、別途「高額療養状況の届」を提出してください。
- ※ ひと月あたりの保険診療の費用が高額になった場合、健康保険の「高額療養費制度」の対象になることがあります。その際は、災害共済給付制度からは、高額療養費相当分を差し引いた、自己負担限度額に見舞金1割を加算した額が支払われます。

なお、高額療養費の請求方法等については、各健康保険にお問い合わせください。

学校管理下での災害は、こども医療費支給制度等は使用せず、 日本スポーツ振興センター災害共済給付で申請してください。

学校管理下での怪我・疾病

例) 授業中、休み時間中、始業前などの特定時間中、部活動や林間学校等、学校の教育計画に基づく課外指導中、通常の経路及び方法による通学中、学校給食等による中毒等

※ただし、スポーツ振興センターの審査の結果、状況等によっては給付されない事があります。

学校管理下以外での怪我・疾病

例) 放課後一旦帰宅後、再び学校に行き校庭で遊んでいた時、登下校中に通学路を外れた時、下校中寄り道をして公園等で遊んでいた時等

初診から治療までの保険診療点数 10 割（診療、調剤、柔道整復等）の合計が 500 点(5,000 円)以上ですか。
※窓口負担額(保険診療のみ)が 1,500 円以上

こども医療費支給制度等の対象です。

こども医療費支給制度について御不明な点がありましたら、新座市役所 こども給付課までお問い合わせください。

新座市役所 こども給付課
TEL048-424-9620（直通）

はい

いいえ

災害共済給付の対象です。
こども医療費支給制度等は使用しないでください。

病院の窓口で一旦診療代のお支払いをし、学校からもらった「医療等の状況」等に病院の証明をもらい、学校に提出してください。

こども医療費支給制度等の対象です。

※ただし、今後も診療が続く場合は、500 点(1,500 円)以上になる可能性がありますので、病院の窓口で、一旦診療代をお支払ください。

※領収書は、災害共済給付が決定するまで保管しておいてください。



問合せ先

新座市教育委員会学務課保健給食係

電話 048-477-6972(直通)